# 公益社団法人　日本獣医師会
# 令和７年度動物感謝デー実施事業応募要領

第１　事業名

令和７年度動物感謝デー実施事業

第２　事業実施の目的及び概要

１ 事業実施の目的

（１）私たちが飼育する家畜・家禽及び家庭動物たちは、①動物性たんぱく質の供給源として、また、②家族の一員、生活の伴侶として国民生活に貢献するとともに、最近では、③補助犬等の介護・福祉分野、学校での動物飼育を通じた教育分野に貢献し、更には、④野生動物の生物多様性の確保や自然環境保全のモニターとしての役割を果たす等、国民にとって身近で、かけがえのないものとして、その存在がクローズアップされてきている。

（２）一方、獣医師は、動物に対する医療の提供をはじめ、食肉･卵･乳等の畜産物の生産から流通に至る安全性の確保と生産性の向上、人と動物の共通感染症の防疫、医薬品の開発･研究、獣医学の教育･研究、動物愛護・福祉、野生動物保護管理等の多岐に渡る役割を担っているが、前記のとおり動物の社会的位置付けが大きく変化するとともに世界的に“ワンヘルス”の実践が求められる中、その役割は、格段に重みを増し、その業務の質の向上に対する社会的期待は高まってきている。

（３）公益社団法人日本獣医師会（以下、「本会」という。）は、これらの社会的要請、期待に応え、獣医師及び獣医療業務の質の向上を支援していくためには国民的理解が不可欠であると考え、動物の果たす社会的役割及びそれを飼育することの重要性、また、動物の健康を支える獣医師の役割とその活動の実情と多様性を広く国民に普及・啓発していくために動物感謝デー事業を実施する。

（４）動物愛護・福祉に配慮した人と動物が共存して生きる豊かな社会の構築に関する普及啓発を行う動物感謝デー事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として実施する「公益に関する事業」の一環をなすものであり、公益法人である本会の使命であるともいえる。

（５）また本会は、動物感謝デー事業の内容が獣医師の任務である疾病の予防、診断、治療並びに動物の保健衛生の向上、畜産業の発展、公衆衛生の向上に寄与することによって、動物関連産業基盤全般の発展につながるものであるため、動物関連企業・団体の理解を得るとともに、その幅広い支援・参加の下で実施するべきものであると考えている。

（６）なお、本事業は、獣医師の役割・立場の市民向けの広報を目的に世界獣医師会（ＷＶＡ）が提唱する「World Veterinary Day」について、ＷＶＡ加盟獣医師会である本会が協賛して開催するものとして位置づける。

２ 事業の概要

本事業は、前項の目的を達成するため、令和７年11月15日（土）午前10時から午後４時まで東京都上野恩賜公園・不忍池周辺（東京都台東区）において実施する市民参加型イベント「2025動物感謝デー in JAPAN ″World Veterinary Day″」を中心に関連事業を実施するものであり、実施する市民参加型イベントには関係企業・団体等によるブース展開や体験参加型コンテンツ、市民参加シンポジウム等の学術企画を含むものとする。

なお、当該イベントは、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月１日法律第105号)第４条の規定により、ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするために、毎年９月20日から26日までと定められ、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならないとされている動物愛護週間の関連行事である動物愛護週間中央行事（屋外行事）と同日同会場にて開催されるものであり、相互の連携及び開催協力により実施される。

日本獣医師会は、環境省、東京都、台東区、動物愛護団体等で構成される「動物愛護週間中央行事実行委員会」の構成団体として参画し、動物愛護週間における「動物愛護ふれあいフェスティバル」等の実施を通じて動物愛護に関する普及啓発に努めていることから、「2025動物感謝デー in JAPAN ″World Veterinary Day″」の実施にあたっては、動物愛護週間中央行事との連携を十分に確保すること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、動物愛護週間中央行事（屋外行事）が中止等となる場合には、当該イベントも同様の対応を行うことになることに留意いただきたい。

委託する業務の主たる内容は以下に示すとおりとする。

（１） イベントの企画・準備・運営全般（動物愛護週間中央行事を含む、関係者との円滑な連絡・調整、会場調整・運営、進行管理等。会場を複数として企画する場合、必要人員や経費等、円滑な運営に支障がない体制をとることを条件とする。）
（２） 受託者独自の営業活動による協賛金の確保
（３） 出演者・協力者等の選定・交渉・管理
（４） 事業に関係する各種制作業務
（５） 事前・事後広報等一般向け事業告知に係る各種業務（各種広報ツールの製作と配布、マスメディア等各種広報媒体への露出調整、イベント広報用ホームページの製作等）
（６） 照明・音響を含む会場設営と撤収及び管理全般
（７） 事業実施後の実施報告書作成
（８） その他本会が必要と認めた業務

第３ 契約額

提案内容に基づき、本会と契約候補者と協議の上決定し、契約するものとする。

第４ 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全てに該当する者とする。

１ 獣医師法、獣医療法、薬機等法、動物愛護管理法、愛玩動物看護師法、ペットフード安全法及び鳥獣保護管理法等、関係法令の趣旨の理解に努め、市民向け広報普及活動を円滑に実施できる者

２ 事業内容の検討、協賛者等関係者との調整において、本会及び動物愛護週間中央行事実行委員会との協議に参加できる者

３ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者

４ 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者

５ これまでに同等以上の事業規模の市民参加型動物関連イベントについての十分な運営実績があり、かつ新型コロナウイルス感染症の動向等周辺環境の変化による今後の対応変更に係る協議に柔軟に応じることができる者

６ 服務規程等において、業務上知り得た情報を漏らさないという条件を満たしている者

７ 法人として、またはイベント運営スタッフ及び参加者の個人情報を扱うすべての事業単位において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の認証を受けている者

第５ 契約期間

本事業の契約期間及び契約については、本会と契約候補者との間で契約に関する協議が調い次第決定・締結し、契約期間の終了日は令和７年度内とする。

第６ 参加表明書及び企画提案書の提出期限

本事業への参加を希望する者は、事業参加表明書（別紙様式第１号）を令和７年４月４日（金）17時、企画提案書を４月25日（金）17時までに、電子メール（宛先：doubutsu@nichiju.or.jp）にてPDF形式のファイルにより提出すること。

第７ 提出書類

１ 参加表明書

２ 企画提案書

３ 事業に係る費用の見積書

本事業を実施するために必要な経費の全ての金額（消費税等の一切の経費を含む合計金額を記載のこと。）のわかる見積書及び個別の費用をできる限り詳細に記載した経費内訳書を併せて提出すること。

４　企業（団体）案内資料（パンフレット等）
５　定款又は寄付行為
６　過去２期分の決算報告書
７　過去の事業実績等のわかる資料
　過去３年間において本事業に関連し、又は類似した事業の実績がある場合はこれについて記入したものを提出のこと。なお、実績が複数ある場合は、最近のものから順に最大３件まで記載すること。

第８　審査方法
１　企画提案書等の提出者について、企画提案の内容等について本会が必要と認めたときは、指定する日時に企画案の説明（プレゼンテーション）を求めることがある。
２　審査は、本会が設置する動物感謝デー企画検討委員会が行う。
３　動物感謝デー企画検討委員会は、企画提案書等を審査し、最上位の者を契約候補者として選定し、本会会長に推薦する。ただし、企画検討委員会が、企画提案書等の審査結果が最上位の者であってもこれを契約候補者として推薦することが適当でないと判断する場合には、これを契約候補者として推薦しないことがある。

第９ 審査基準
　企画提案書等の審査の基準は、次のとおりとする。
１　応募要領第４の応募資格を満たしているか。
２　事業テーマ及び本会活動指針「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」の趣旨に合致し、獣医師の仕事に対する市民の理解促進、人と動物が共存して生きる豊かな社会の実現に寄与する企画内容となっているか。
３　別途定めるイベント関連事業内容企画にあたっての主な留意点等、本会が示した企画条件をすべて満たしているか。
４　効果的なイベント実施が期待できるか。
５　履行期限内に業務を実施し得るか。
６　当該業務を円滑に行う体制は整っているか。
７　受託者が独自に新たな協賛金を確保できるか。
８　事業実施に当たっての所要経費の積算は適切か。

第10　審査結果の通知
　審査結果については、令和７年４月21日（月）までに全ての参加者へ通知する。

第11　企画提案に要する費用
　企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の合否を問わず応募者が負担するものとする。

第12　企画提案書等の返却の可否等

１　提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

２　企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。

３　参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は事業終了まで変更できないものとする。

４　参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書等を無効とする。

第13　企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

第14　契約保証金の扱い

契約保証金の納付は免除する。

第15　委託費の支払方法

本事業の委託費の支払いは、契約書に定める検査に合格し、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に日本国通貨によりその支払いを行うものとする。

第16　成果品に係る権利の帰属等

本事業により取得した、次の各号に掲げる権利等は本会が承継するものとする。

（１）　特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

（２）　実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

（３）　意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

（４）　著作権（なお、著作者は本会および本会から適法に著作物の譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しないものとする。）

第17　問い合わせ先

本応募要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒１０７－００６２
東京都港区南青山１－１－１　新青山ビル西館23階
公益社団法人　日本獣医師会
動物感謝デー事務局
電　話：03（3475）1601　ＦＡＸ：03（3475）1604
担当者：松岡/原/畠山/榊原/栗野/矢野

（別紙様式第１号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　藏 内 勇 夫　様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

# 令和７年度動物感謝デー実施事業参加表明書

令和７年度動物感謝デー実施事業の企画競争に参加することを表明します。
なお、企画提案に関する担当者は下記のとおりです。

記

（担当者）
所属・役職

担当者氏名

電話番号

ＦＡＸ番号